

1 処分を受けた税理士

氏 名： 植木 弘喜

登録番号： 第100604号

2 処分の内容

令和元年6月12日から税理士業務の禁止

3 処分の内容となった行為又は事実の概要

○ 故意による不真正税務書類の作成

被処分者は、関与先であるAが支払ったホステス報酬及び給与に係る源泉所得税の納付に当たり、一部の者のみの源泉所得税を納付すること及び税額も圧縮することによって、不正に源泉所得税額を圧縮した。